

茨城県立医療大学パラスポーツ推進支援室設置要項

（設置）

第1条 茨城県立医療大学（以下「本学」という。）に、パラスポーツの発展に寄与するとともに、地域への普及啓発等を行うため、本学にパラスポーツ推進支援室（以下「推進支援室」という。）を置く。

（目的）

第2条 推進支援室は、本学内のパラスポーツに関する各種活動の支援を行うとともに、パラスポーツ活動の推進のため、パラスポーツに関する情報収集、調査分析、企画立案、研究支援等を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 推進支援室は、学長が指名する者をもって組織する。

2 推進支援室に室長を置き、前項の者のうちから学長が指名する。

（その他）

第4条 この要項に定めるもののほか、推進支援室に関し必要な事項は、学長が定める。

（事務）

第5条 推進支援室に関する事務は、事務局総務課において処理する。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。